

川崎市教育委員会請願等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会会議規則（昭和59年川崎市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）第16条第1項に規定する請願又は陳情（以下「請願等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(請願等)

第2条 川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）に請願等を行おうとするものは、請願書又は陳情書（以下「請願書等」という。）を川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

2 前項の請願書等は、邦文を用いて記載するとともに、次の事項を記載するものとする。

(1) 請願等の件名

(2) 請願等の趣旨及び理由

(3) 請願書等の提出年月日

(4) 請願書等を提出するもの（以下「請願者等」という。）の住所及び氏名
(法人等の場合は、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

3 教育長及び委員会の委員は、その立場で請願等を行うことができない。

(会議付議)

第3条 前条第1項の規定により提出された請願書等に係る請願等は、当該請願書等が提出された日の直近の委員会の定例会又は臨時会（以下「会議」という。）で報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、請願書等が提出された日が当該請願書等が提出された日の直近の会議に係る規則第3条第2項の規定による告示（以下「告

示」という。)の後である場合その他教育長が必要と認める場合は、当該会議の次の会議で報告することができる。

3 複数の請願等の趣旨が実質的に同一であると教育長が認める場合は、その要旨、内容等をまとめて報告することができる。

4 教育長は、前3項の規定により会議で報告された請願等に係る請願者等の意見陳述の有無及び陳述時間について、会議に諮り決定するものとする。

5 教育長は、請願等が次のいずれかに該当すると認めるときは、会議に諮り、審議を行わないことができる。

(1) 違法な内容又は明らかに公序良俗に反する内容であるもの

(2) 訴訟、審査請求その他の争訟で係属している事項又は確定した事項に関するもの

(3) 個人、団体等を誹謗中傷し、その名誉棄損又は信用失墜のおそれがあるもの

(4) 公益上の必要がなく専ら個人の秘密を暴露するもの

(5) 委員会の職務権限（川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）第2条第1項の規定により教育長に委任しているものを含む。）以外の事項のみであるもの

(6) 採択又は不採択とした請願等と実質的に同一の趣旨のもの又は相反する趣旨のもの。ただし、社会情勢の変化その他の事情変更があったもの及び当該採択又は不採択とした日から1年以上経過したものを除く。

(7) 職員個人の人事、賞罰その他勤務条件に関するもの

(8) 請願者等が本市の区域内に住所を有する者以外の者又は本市の区域内に事務所若しくは事業所を有する団体以外のものであるもの。ただし、請願者等が委員会の所管する市立学校への通学歴がある者又はその保護者であって請願等の趣旨が通学歴のある市立学校において発生した請願者等に係

るものその他の正当な理由があるものを除く。

(9) 第2条第2項各号に規定する記載事項が明確に記載されていないもの

(10) 前各号に定めるもののほか教育長が不相当と判断したもの

6 前項の規定にかかわらず、請願等の一部に同項各号のいずれかに該当する部分がある場合であって当該部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分について審議するものとする。

7 教育長は、請願者等が第5項第8号に該当するか否か確認するために、請願者等に必要な書類又はその提示を求めることができる。

(関連請願等)

第4条 議案又は請願等の審議をする会議に係る告示があった日から当該会議の開催日までに、当該議案又は請願等と同一の趣旨、相反する趣旨等関連する請願書等が新たに提出された場合は、その写しを、当該会議において参考配布する。この場合において、参考配布した請願等の報告及び審議は行わないものとする。

(採決等)

第5条 委員会は、請願等の内容が適切であると認める場合は、採択として採決を行うものとする。

2 委員会は、請願等の内容が適切ではないと認める場合は、不採択として採決を行うものとする。この場合において、請願等の趣旨を考慮し必要と認める場合は、委員会の意見を付した上で採決を行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、委員会での審議が予定されている場合その他の特別の事情がある場合は、請願等の審議を継続する採決を行うことができる。この場合において、委員会は、適切な時期に採択又は不採択の採決を行うものとする。

4 請願等に複数の項目が含まれる場合は、その項目別に採決を行うことがで

きる。

- 5 議案に関連する請願等（第3項の規定により継続したものを含む。）は、議案と一括審議とし、請願者等の意見陳述を行った後、議案の審議及び採決を行い、その後、請願等の採決を行う。

（審議結果等の通知）

第6条 前条の規定により採決を行ったときは、速やかに、請願者等に対し、その内容を文書で通知するものとする。

- 2 第3条第5項の規定により審議を行わないこととした請願等については、速やかに、請願者等に対し、その旨を文書で通知するものとする。

（請願等の取下げ）

第7条 請願者等は、請願等を取り下げることができる。この場合において、請願者等は、取下げ願を教育長に提出するものとする。

- 2 前項の規定により取下げ願が提出された場合は、提出された日以降直近の会議で報告するものとする。

- 3 請願者等は、緊急に請願等を取り下げる場合は、電話、メール等の連絡をもってその意思表示を行うことができる。この場合において、教育長は、当該請願等の会議への報告及び付議を留保するものとする。

（署名簿の取扱）

第8条 請願等に係る署名簿が提出された場合であっても、署名簿は、会議の資料としない。

- 2 請願等に係る署名簿における署名（押印がないものを含む。）の数は、当該請願等を審議する会議で報告するものとする。

（要望書等）

第9条 委員会に提出された意見書、決議の議決を求めるものその他委員会に関係ある要望書等（請願書等を除く。）は、教育長が処理するものとする。

この場合において、委員及び関係部署に写しを送付するものとする。

附 則（令和 6 年 3 月 6 日教育長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（川崎市教育委員会請願等取扱要綱の廃止）

2 川崎市教育委員会請願等取扱要綱（平成 28 年 7 月 28 日教育次長決裁）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに提出されている請願等（以下「旧要綱に基づく請願等」という。）の取扱いについては、なお従前の例による。

4 旧要綱に基づく請願等と実質的に同一の趣旨の請願等又は相反する趣旨の請願等に係る第 3 条第 5 項の適用については、同項第 6 号中「採択又は不採択とした請願等」とあるのは「採択又は不採択とした請願等（附則第 2 項の規定による廃止前の川崎市教育委員会請願等取扱要綱（平成 28 年 7 月 28 日教育次長決裁）に基づき採択又は不採択とした請願等（附則第 3 項の規定によりなお従前の例により採択又は不採択とした請願等を含む。以下この号において「旧請願等」という。）を含む。）」と、同号ただし書中「当該採択又は不採択とした日」とあるのは「当該採択又は不採択とした日（旧請願等にあつては、当該旧請願等を採択又は不採択とした日）」とする。

5 旧要綱に基づく請願等と同一の趣旨、相反する趣旨等関連する請願書等が施行日以後に新たに提出された場合における第 4 条の適用については、同条中「請願等」とあるのは、「請願等（附則第 2 項の規定による廃止前の川崎市教育委員会請願等取扱要綱（平成 28 年 7 月 28 日教育次長決裁）に基づき提出された請願等を含む。）」とする。